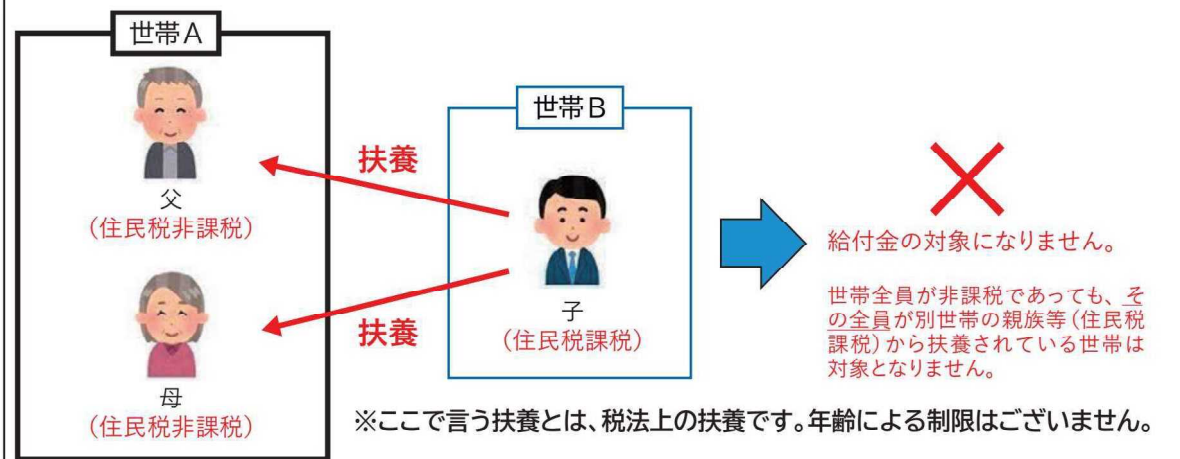
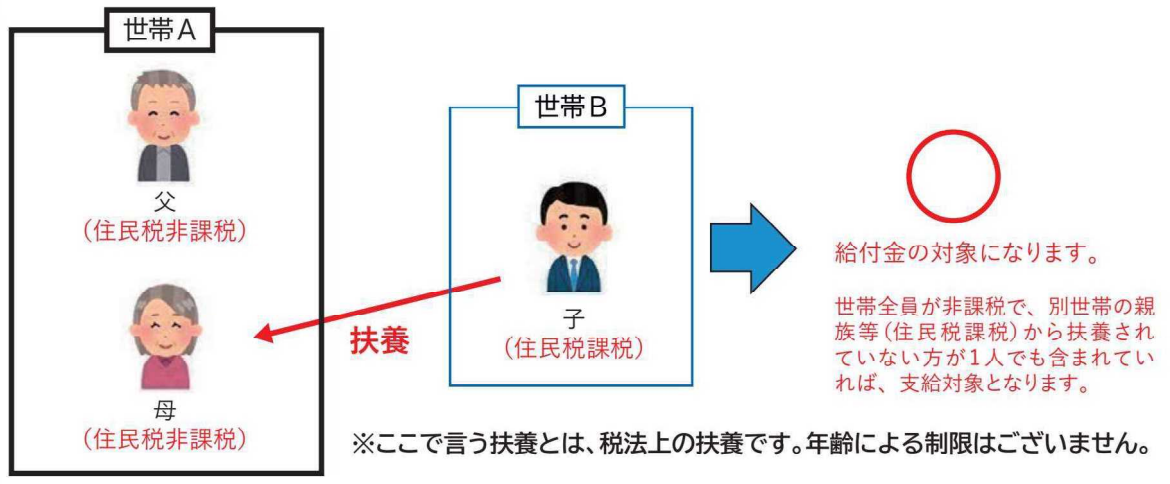


令和4年度(令和3年分)住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は給付金の対象外となります。

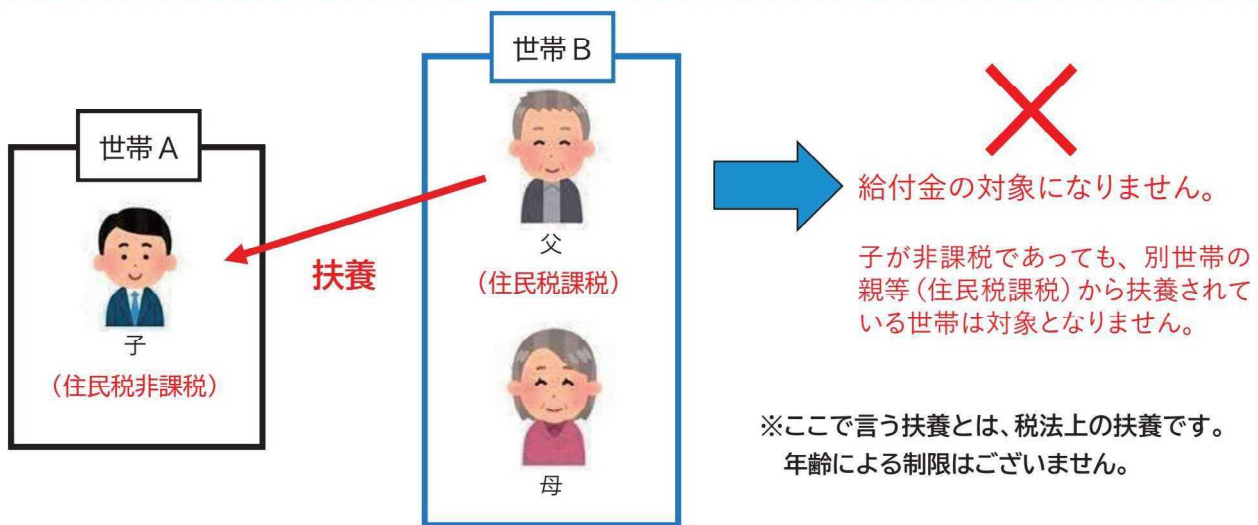
(例) パターン1：世帯全員が非課税だが、全員が住民税が課税されている者の扶養に入っている。



パターン2：世帯全員が非課税で、一部の世帯員のみ住民税が課税されている者の扶養に入っている。



特に注意が必要なパターン：一人暮らしの学生等(非課税)が、実家の親等(課税者)の扶養に入っている。



親族等に【令和4年度(令和3年分)の住民税において課税されている方の扶養に入っているか】をよく確認のうえ、支給対象に該当する場合のみ申請してください。

制度内容についてのお問合せ、ご意見等 … 内閣府コールセンター
電話番号：(フリーダイヤル)0120-526-145 受付時間：9:00～20:00(土、日、祝日を除く)